

## 三条市環境審議会規則

平成17年5月1日

規則第104号

## (趣旨)

第1条 この規則は、三条市環境基本条例(平成17年三条市条例第123号)第26条第7項の規定に基づき、三条市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

## (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

## 附 則(平成20年3月規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。